

# 2023年度輸送安全報告書



# 目次

## 1. 経営理念

- 1-1 静鉄グループ経営理念
- 1-2 駿遠運送グループのパーパス
- 1-3 安全基本方針

## 2. 会社概要

## 3. 安全管理体制

- 3-1 安全管理体制
- 3-2 事故、災害等に関する報告連絡体制
- 3-3 安全に関する設備等の投資
- 3-4 内部監査

## 4. 安全重点施策

- 4-1 安全重点施策
- 4-2 安全対策取組事項

## 5. 輸送の安全を確保・維持するための教育研修等

## 6. 2023年度自動車事故等報告

- 6-1 2023年度事故等報告
- 6-2 さらなる安全への取組みにつつまして

## 7. お客様や地域・社会との連携

## 8. 安全管理規程

## 1. 経営理念

### 静鉄グループの経営理念

**「安全・安心・快適のあくなき追及」**

### 駿遠運送グループのパーパス

**安全・安心・確実・感動で  
お客様の「想い」と「想い」をつなぐ・結ぶ**

### 安全基本方針

- 一、道路交通法を遵守した事故防止
- 二、運行管理業務の充実
- 三、使命と役割を理解させるための教育の充実

## 2. 会社概要

### 駿遠運送株式会社

本社所在地	静岡県藤枝市青木三丁目2番20号	
店 所 等	浜松支店、掛川支店、磐田支店、藤枝支店、島田事業所 牧之原事業所	
グループ会社	磐田運送株式会社 袋井市堀越518番地の4	
認証取得等	Gマーク（安全性優良事業所） 働きやすい職場認証 二つ星 健康経営優良法人 藤枝市働きやすい職場環境認定事業所 グリーン経営	
保有車両数		
貨物車両	177両	大型121両、中型28両、小型31両
軽貨物	10両	
荷役車輛	46両	フォークリフト
計	233両	平均車齢11年
従業員数	213名	
事業目的	貨物自動車運送事業、貨物運送取扱い事業、産業、産業廃棄物収集運搬業、倉庫業、不動産賃貸業、自家用自動車管理請負業	



### 3. 安全管理体制

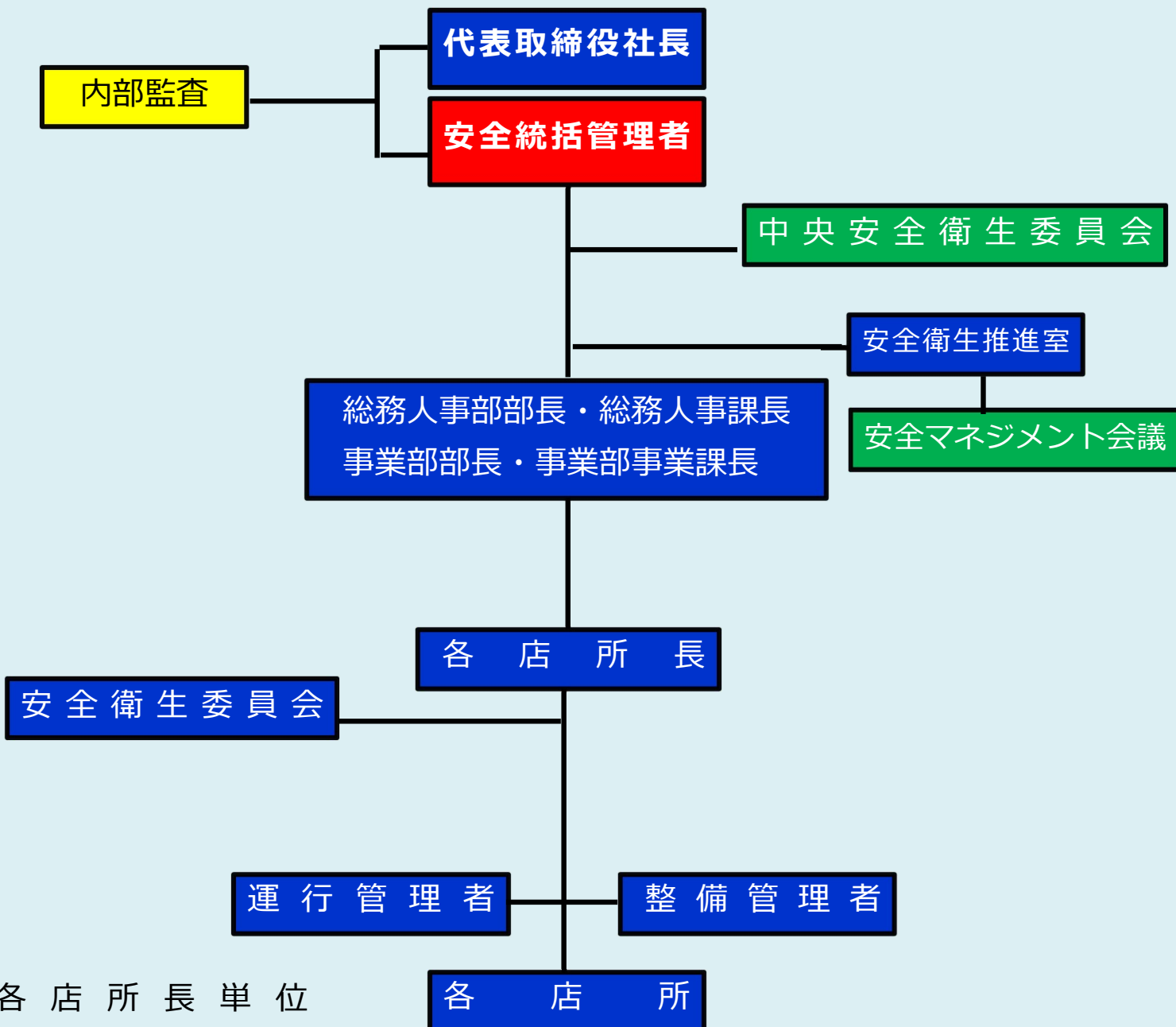
企業の存立に不可欠なものは「安全」であり、その意義は最大かつ最重要テーマです。

安全とは、企業において最優先かつ最重要なものであり、安全無しでは、重大な事故の勃発等により、企業の維持存立も困難な状態に陥ることとなります、その事象は過去の例からも事実として認知されています。

安全確保の重要性を鑑み、安全の確保に関する管理体制について基本方針に基づき以下に記載をします。

#### 3-1安全管理体制

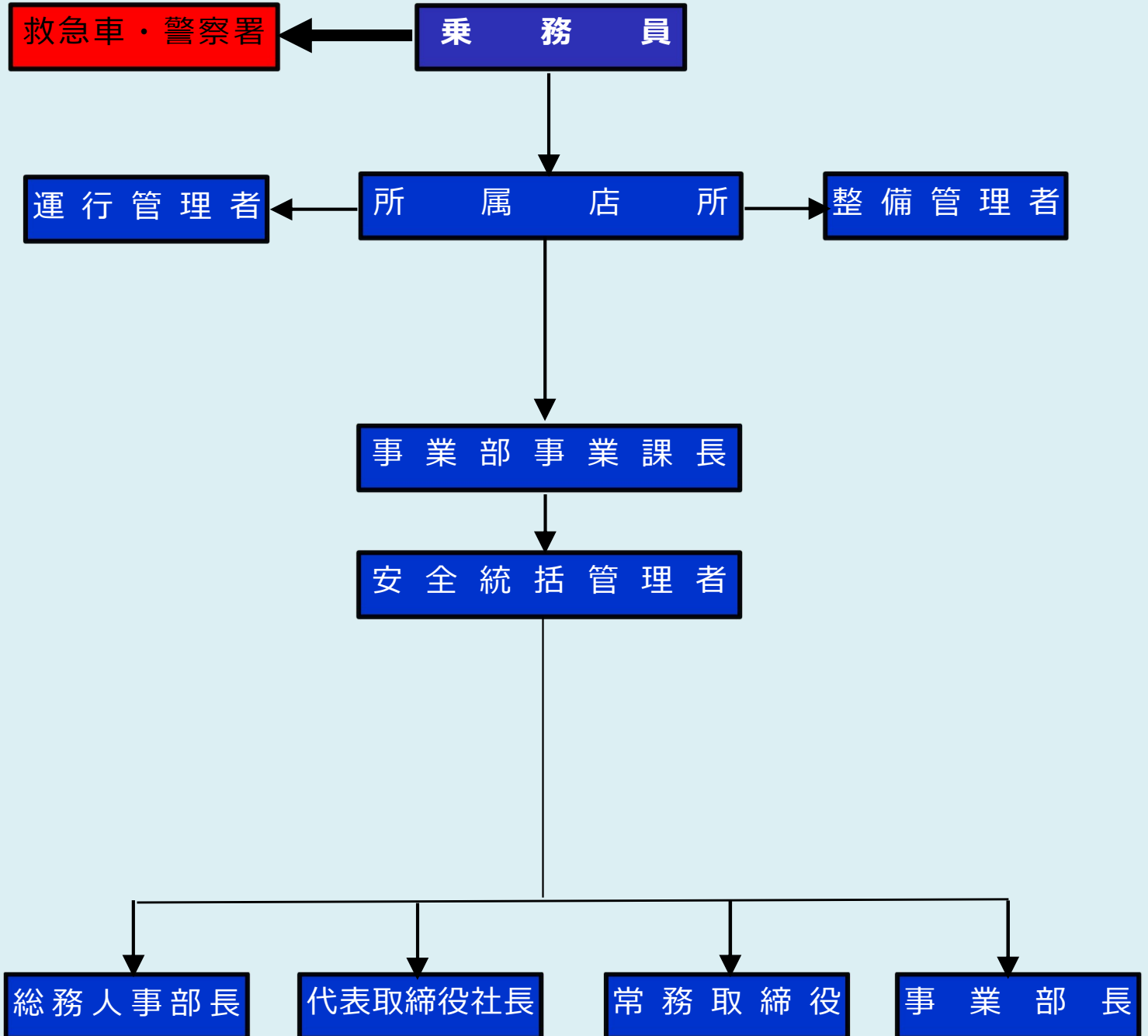
#### 輸送の安全の確保に向けた組織体制および指揮命令系統



各店所長単位  
構成員を除く

3-2 事故、災害等に関する報告連絡体制

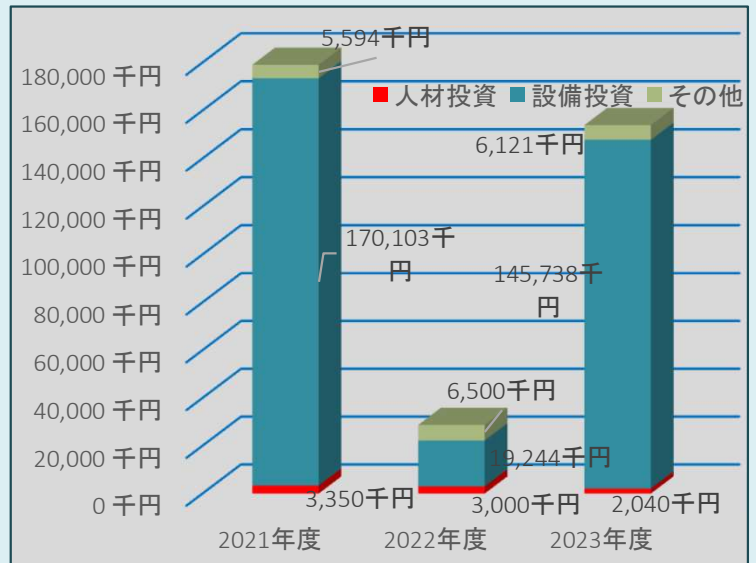
## 事故、災害等に関する報告連絡体制



### 3-3 安全に関する設備等の投資

安全に関する直近3カ年の設備投資額は下記のとおりとなります。

2021年度	人材投資	3,350千円
	設備投資	170,103千円
	その他	5,594千円
	計	179,047千円
2022年度	人材投資	3,000千円
	設備投資	19,244千円
	その他	6,500千円
	計	28,744千円
2023年度	人材投資	2,040千円
	設備投資	145,738千円
	その他	6,121千円
	計	153,899千円



#### 凡例

人材投資・・・各種運転優秀者表彰目録と報奨金等

設備投資・・・新車購入、デジタコ、バックカメラ、ドラレコ等のハード面に関連する費用等

その他・・・IT点呼人件費等

新車トラック購入により、既存のトラックに比べ（※1）のとおり安全装置が付加され安全度向上が期待できる。

＜年代ごとのトラック購入台数＞

’21年度 14台

’22年度 1台

’23年度 9台

※1 新車購入時、トラックに装備される安全装置

1. 歩行者、自転車運転者検知機能衝突回避支援
2. 車線逸脱防止支援
3. ふらつき警報
4. 車間距離警報
5. 可変配光型LEDランプ
6. 先行車発信お知らせ
7. 誤発信制御
8. デジタコDTG7（5カメラ）
9. バックソナー



## 3 - 4 内部監査

### 1. 輸送の安全に関する内部監査結果および対応内容

輸送の安全に関する内部監査を2024年1月に実施し、その結果及び対応内容は下記のとおりとなります。

#### 1 - 1 内部監査概要

①輸送の安全確保に関する業務について、その活動が安全管理規程に基づき、適切に実施・維持され機能していることを確認するとともに、その運用状況を検証評価することにより、輸送の安全性の維持および向上を図ること

#### ②監査対象者等

監査対象者 社長、安全統括管理者、営業部管理課（安マネ推進部署）

監査責任者 安全統括管理者 常務取締役 植田 卓也

監査実行者 総務人事課 課長 森 勇樹

#### ③監査項目

- ・前年度指摘事項への対応状況
- ・ガイドラインに定められた事項への対応状況
- ・安全管理規程に関わる業務全般について

#### ④監査対象期間

2023年1月1日～2023年12月31日

#### ⑤監査方法

書類監査およびインタビュー

#### 1 - 2 監査結果

#### ①安全マネジメント制度に積極的に取り組んでいる

- ・安全情報の公開（安全報告書）
- ・静鉄グループ運輸安全マネジメント会議出席
- ・安全管理規程の作成
- ・各種運転優秀者への報酬
- ・安全統括管理者の選任

#### ②安全マネジメント会議の開催

- ・経営トップから現場社員まで参加し、毎月安全マネジメント会議を開催して事故情報の共有や再発防止、労災事故も含めた安全管理について議論している。
- ・ヒヤリハット情報の収集

#### ③安全方針・安全重点施策が策定されている。

#### ④毎年内部監査を実施して取組状況を確認している。



## 2-1 改善すべき事項、指摘事項

### ①前年度内部監査のフォローアップ監査

- ・一部について未実施となりましたが、全体を完了するよう指摘

### ②安全方針、安全重点施策、安全管理規程が策定から一度も修正されていない。

- ・安全方針案が作成できているので、社内のコンセンサスを得ることを指摘
- ・安全管理規程については、更新の案まで作成済みなので、社内処理をし規程の更新を取組でもらいたい。

### ③前年度指摘事項への対応状況

- ・安全重点施策は新たに立案され実施されていた。継続して実施するよう指摘
- ・社員の安全方針や目標に対する理解度を定期的に把握については、サイネージ等を活用し、一部取組んでいた。完全な取組をするよう指摘
- ・情報伝達およびコミュニケーションの確保の本社管理部門から店所への情報伝達される場合、情報共有する対象者の範囲は統一できていた。
- ・事故、ヒヤリハット情報の収集と活用については、情報の分類、整理、分析等によりインシデントの傾向を捉え、再発防止に向けた取組の基礎となるように実施できていた。さらに分析を深め原因の深堀をし取組んでいただきたい。
- ・安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練については、現場係員等は実施していたが、本社従業員の一部の教育で終わっているため、管理部門全体に波及させることを指摘
- ・記録の作成及び維持については、店所単位の安全に関する教育等が実施されており、研修記録等を含め適切に保管されていた。継続するよう指摘
- ・業務分掌職務権限規程については、運輸安全マネジメントに関する内部監査の業務分掌素案まで作成が確認できたので、早急に社内のコンセンサスを得て取り組むよう指摘

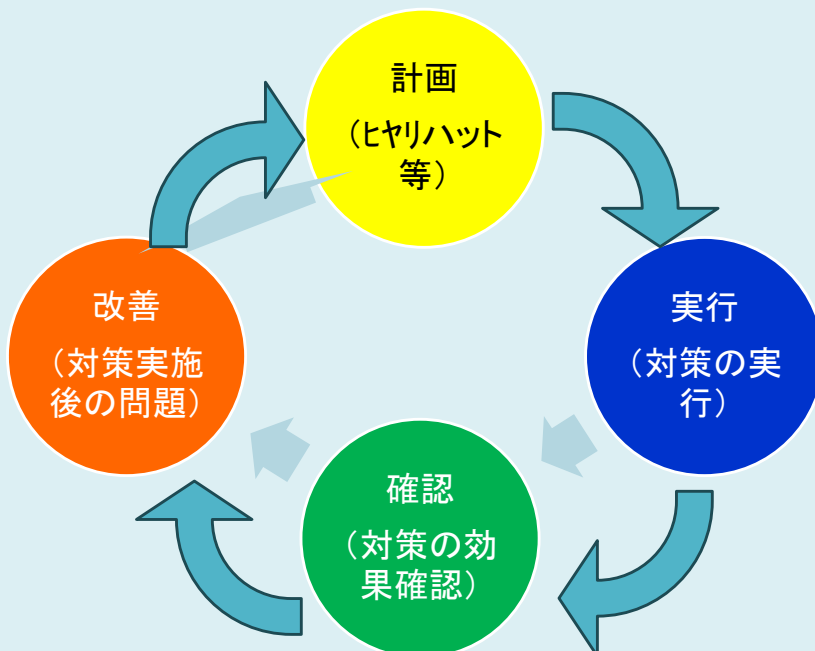
## 4. 安全重点施策

### 4-1安全重点施策

- 1 運輸安全と労働安全衛生のコントロール
- 2 安全マネジメント体制の見直し
- 3 Gマーク取得維持継続
- 4 店所業務、事務の標準化
- 5 教育制度の充実

### 4-2安全対策取組事項

1. 2006年より同業他社に先駆け、運輸安全マネジメントを取り入れPDCAを実行し、常に安全に対して計画・実行・評価・改善を繰り返し実行しております。  
また2023年度より、労働安全衛生マネジメントシステムを取り入れ、労働災害の防止においてもPDCAにより実行しております。



### PDCA

**Plan**・・・ヒヤリハット等の問題に対し原因の分析を行い、対策を立案します。

**Do**・・・対策を実行し、安全度向上を図ります。

**Check**・・・対策実施の結果を確認し、改善されたかを確認します。

**Action**・・・確認後に問題があった場合には、更に対策を立案します。

以上のように、常に問題に対し、気づきや改善を作業の中に取り入れ、安全度向上を図っております。

2. 2004年より順次各店所、事業所毎にGマーク認定（安全性優良事業所）を受け、現在では会社全体の店所、子会社とも認定を受けて安全運転に取り組んでおります。

支 店      4店  
事業所    2事業所  
子会社    1社



Gマーク取得等一覧

支 店 名 等	初回認定日	期 間
浜 松 支 店	2004年1月1日	2024年1月1日～2027年12月31日
掛 川 支 店		
藤 枝 支 店		
牧之原事業所		
島 田 事 業 所	2019年1月1日	
磐 田 支 店	2008年1月1日	2021年1月1日～2024年12月31日
磐 田 運 送	2013年1月1日	2022年1月1日～2025年12月31日

Gマークとは、守るべき法律をしっかりと守り、安全性向上の取組をしていると認定されたトラック  
 運送事業者が使用できるシンボルです。 ※全国の運送業者の3割強のみ取得

## 5. 輸送の安全を確保・維持するための教育研修等

### 1. 管理者・管理業務従事者対象研修会の開催

社外講師のもと、安全管理の重要性について学び、運転士への安全教育指導を徹底しています。



日 時	場 所	対 象 者	内 容
2023年4月19日	トラック協会研修センター	管理職	運輸安全マネジメント
2023年5月17日	トラック協会研修センター	管理職	事故削減セミナー
2023年7月12日	掛川市生涯学習センター	管理職	交通・労災事故防止
2023年10月25日	トラック協会研修センター	管理職	陸運安全マネジメント

### 2. 新入社員に対して新人教育を実施

外部団体に依頼し、トラックを運転上の道路交通法の注意点や、特性の講話を聴き、安全運転に取り組むように教育を実施しています。



日 時	場 所	対 象 者	内 容
2023年4月7日	トラック協会研修センター	初任運転者	初任運転者講習
2023年4月9日	トラック協会研修センター	初任運転者	初任運転者講習
2024年2月3日	トラック協会研修センター	初任運転者	初任運転者講習

### 3. 車両の日常点検・雪道走行講習会

日々の安全運行に欠かせない日常点検について、車両メーカーに講師をお願いし、点検時の手順やポイントを身に付けてもらっています。また冬期前に雪道走行の講習を行いタイヤチェーン等の適切な対応が出来るように教育しています。



日 時	場 所	対 象 者	内 容
2023年11月18日	袋井クラウンメロン支所	運転士	整備研修
2023年12月2日	袋井クラウンメロン支所	運転士	整備研修

#### 4. 軽微な事故等惹起者への個別研修等

軽微な有責事故の惹起者について、その原因と今後の対応について、該当者に回答をさせ、事故の振り返りを行い二度と事故を起こさないよう安全度を向上しています。

また事故惹起者を対象に安全運転コンクール等を開催し、自身の運転を振り返らせ、注意するポイント等を学ばせています。



日 時	場 所	対 象 者	内 容
'23年4月1日～6月30日		事故惹起者15名	安全運転コンクール
2023年4月15日	マジオトラ化〃ングスクール藤枝	事故惹起者2名	安全運転研修
'23年6月1日～9月30日		事故惹起者15名	無事故チャレンジ
2023年7月15日	トラック協会研修センター	事故惹起者1名	事故惹起者研修
2023年7月25日	トラック協会研修センター	事故惹起者1名	事故惹起者研修

#### 5. 健康管理

- ・睡眠時無呼吸症候群(SAS)検査については今年度は深夜業務者対象に実施
- ・インフルエンザ予防接種全員
- ※睡眠時無呼吸症候群(SAS)は運転中の居眠り等を予防するため、社内規定を設け入社時及び3年毎にSASスクリーニング検査を実施します。症状があった場合には、乗務を禁止とします。



日 時	場 所	対 象 者	内 容
2023年6月27日～7月9日		深夜業務者 77名	睡眠時無呼吸症候群検査

#### 6. コンテストおよび表彰関連

- ・デジタコ表彰
- ・社内リフトコンテスト
- ・社内ドライバーズコンテスト
- ・K-MIXチャレンジラリー92
- ・静岡県トラック協会中部支部 支部長表彰

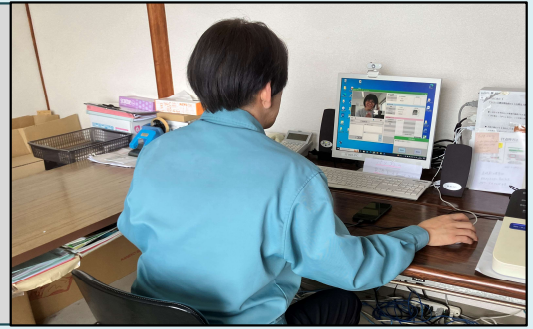


日 時	場 所	対 象 者	内 容
2023年4月1日		デジタコ優秀者	デジタコ表彰
2023年9月22日	磐田支店	選出	リフトコンテスト
2023年10月1日		デジタコ優秀者	デジタコ表彰
2023年10月14日	遠鉄自動車学校	選出	ドライバーコンテスト
'23年10月1日～12月31日		全社員	K-MIXチャレンジラリー92
2024年3月15日		磐田支店	静岡県トラック協会表彰



## 7. IT点呼導入

点呼時にはアルコールチェックの完全実施、運転管理者による確実な対話による点呼を実施し、乗務員の状態を確認し、運行の安全を確保しております。



## 8. ドラレコの全車設置

ドラレコを全車設置し、万が一の事故時の対応と事故が起きた原因分析と対応策検討の手段として。  
新車購入時にはデジタコに不随して5カ所の録画ができるドラレコを搭載しております。



## 9. 保安監査

本社担当と組合役員による点呼簿等の検査を実施し点呼業務が適正確実に行われているか、現場の適正な対応について確認しております。



日 時	場 所	対 象 者	内 容
2023年12月22日	静岡県中部地区集荷場	各店所	安全衛生保安監査
2024年1月24日	静岡県西部地区集荷場	各店所	安全衛生保安監査

## 10. 安全パトロール

現場担当者は日々、施設や車両含め安全確認を実施していますが、本社担当者による現場の安全パトロールを実施し、日々の作業方法の確認や不安全箇所等のチェックを実施しています。



日時	場所	対象者	内容
2023年4月26日	藤枝、掛川支店	藤枝、掛川支店	安全パトロール
2023年5月23日	磐田支店	磐田支店	安全パトロール
2023年5月24日	浜松支店	浜松支店	安全パトロール
2023年6月19日	牧之原事業所	島田事業所	安全パトロール
2023年6月22日	島田事業所	掛川支店	安全パトロール
2023年7月20日	島田事業所	島田事業所	安全パトロール
2023年7月24日	掛川支店	掛川支店	安全パトロール
2023年7月25日	浜松支店	浜松支店	安全パトロール
2023年12月20日	豊洲、太田市場視察	各店所	安全パトロール
2024年2月6日	磐田支店	磐田支店	安全パトロール

## 11. 事故防止を目的とした安全スローガンの取組

四半期ごとに重点的に安全スローガンの目標を掲げ全社員で取組を行ってj事故等の防止を図ってまいりました。

2023年4月5月6月 安全スローガン	2023年7月8月9月 安全スローガン
<p><b>運転と荷役作業は、焦らず確実に！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲、後方の確認を怠らない</li> <li>・急いでいる時でも、慌てず落ち着いて運転をする</li> <li>・思い込みや慣れによる簡素化をしない</li> <li>・指さし確認をして、安全確保する</li> </ul> <p>駿遠運送株式会社 営業管理課</p>	<p><b>不注意による労災事故ゼロ！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普段やっている作業に対し怪我につながる危険性を認識しておく。</li> <li>・急がず、慌てず、必ず安全確認をする。</li> <li>・ながら作業をしない。</li> </ul> <p>駿遠運送株式会社 営業管理課</p>
2023年10月11月12月 安全スローガン	2024年1月2月3月 安全スローガン
<p><b>急がず、焦らず、安全運転！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゆっくり、ゆとりある運転を心がけること。</li> <li>・十分な周囲の安全確認を怠らないこと。</li> <li>・安心・安全を運んでいるという意識を強く持って運転をすること。</li> </ul> <p>駿遠運送株式会社 営業管理課</p>	<p><b>安全確認で事故回避！</b></p> <p>慣れと油断、大丈夫という思い込みが事故につながります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・慣れた作業ほど安全確認を省略しないこと。</li> <li>・危険予知、作業前にまず安全確認をすること。</li> <li>・いつもと違う状況では安全確認を慎重にすること。</li> </ul> <p>駿遠運送株式会社 営業管理課</p>



## 12. 一人ひとりの安全宣言

年度初頭に、全社員で交通安全、エコ、健康への取組を宣言し、職場の見えやすいところに掲示し、常に宣言に意識するよう取組をまいりました。

## 13. 社内規定等の不遵守者の個人指導

連続走行時間、速度超過、デジタコ評価等の社内規定を逸脱した運転士に対して、各事業所の管理職による個人指導を都度実施しました。

## まとめ

様々な取組を実施して、事故防止には貢献していましたが、事故防止に終わりではなく、継続的な取組が必須となるため、今後も課題を見つけその改善を図り、より安全な輸送を実現していく所存であります。

## 6. 2023年度自動車事故等報告

2023年4月1日から2024年3月31日までの期間における事故件数等は次のとおりです。

### <重大事故件数> ※1

駿遠運送株式会社	0件		
磐田運送株式会社	0件	総件数	0件

### <有責事故件数>

駿遠運送株式会社	47件		
磐田運送株式会社	3件	総件数	50件

### <ヒヤリハット件数>

駿遠運送株式会社	22件		
(藤枝7、掛川6、浜松9)			
磐田運送株式会社	10件	総件数	32件

※1 重大事故とは次の事項に該当する場合の国土交通省に報告する義務のものを指します。

- ・ 自動車が転覆し、火災を起こすまたは鉄道車両と衝突若しくは接触
- ・ 10台以上の自動車の衝突又は接触
- ・ 死者又は負傷者を生じたもの
- ・ 10人以上の負傷者を生じたもの
- ・ 危険物等の積載物の一部以上が飛散若しくは漏洩したもの
- ・ 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- ・ 酒気帯び以上の状態で運転をしたもの
- ・ 無免許運転、大型自動車等無資格運転
- ・ 高速道路等を3時間通行止めにした時

## さらなる安全への取組みにつつまして

有責事故に関し、事故件数等の著しい削減等は見られない状況であること、重大な事故こそない状態ではあるが、いつ起きてもおかしくないと考えております。

社員一同、取り分けドライバーひとり一人が、より安全への意識向上を図っていかなければ、有責事故の削減は困難であると考えております。

当社では今後も、ヒヤリハット等の情報や他社の事故等を深く分析し、その原因となるものをインシデントの過程で解決するように安全マネジメント会議等において、検討対策を考え実施していく所存です。

併せて、マンパワーのみに頼らず設備等のDX化を推進し、ハード面においてドライバーのミスを未然に防止するよう取組を模索して参ります。またDX化と共に社員の健康管理へ取組を実施し健全な社員による事業の継続を図ってまいります。

最後に重大事故と重大なインシデント「0」を継続し、有責事故の削減について、徹底的に議論を重ね新たな目標を掲げ取組んでいく所存であります。

## 7. お客様や地域・社会との連携

### ◇事故の無い社会を目指して

当社は交通安全運動の取組として、年4回の交通安全運動実施期間中、本社および各店所等前道路において、全社員で幟旗等を掲示、立哨を実施し、通過する車両等へ交通安全の呼びかけをし事故防止の啓蒙活動を実施しています。



### ◇SDGs取組 環境への配慮 ＜経済・サービス＞



1. 農畜産物関連輸送の拡大
  - ①畜産関係輸送の拡大
  - ② JA関連輸送の拡大
2. 一般雑貨輸送の拡大
3. 安全への取組
  - ①新たな安全教育の実施
  - ②Gマークの取得
  - ③最新の安全機器の導入
  - ④デジタコ評価表彰

## <環境>



### 1. 環境負荷の軽減

- ① デジタコを活用した経済運転の実施
- ② エコドライブの推進

### 2. エコ活動の推薦

- ① 社員一人ひとりの「エコ宣言」の実行
- ② 新施設の再生可能エネルギー設備の実装
- ③ 節電への心がけ

## <人材(健康・働きがい)>



### 1. 人材教育

- ① 健康をテーマとした教育の実施
- ② 管理職・監督職への階層別研修の実施
- ③ 新卒社員教育の実施

### 2. 働き方の変更と改善

- ① 事務業務（本社・店所）のDX化
- ② 健康経営と働きやすい職場認証取得
- ③ 人事賃金制度の改定

### 3. 福利厚生の充実

- ① インフルエンザ予防接種費用全額補助
- ② 人間ドッグ・脳ドッグ費用の補助
- ③ 家庭用常備薬購入の補助
- ④ 保養所利用時の補助

## <地域貢献>



### 1. 人材採用

- ①地元学生の採用（高校生・大学生）
- ②広域での大学生の採用
- ③運転士の採用

### 2. 地場産業振興策の実施

- ①JAや農営法人と連携した農産品の出荷支援
- ②県産農産品のPR活動の実施

## 8. 安全管理規程

安全管理規程

駿遠運送株式会社



## 目次

### 第一章 総則

第1条 (目的)

第2条 (適用範囲)

### 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針

第3条 (輸送の安全に関する基本的な方針)

第4条 (輸送の安全に関する重点施策)

第5条 (輸送の安全に関する目標)

第6条 (輸送の安全に関する計画)

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

第7条 (社長等の責務)

第8条 (社内組織)

第9条 (安全統括管理者の選任及び解任)

第10条 (安全統括管理者の責務)

第11条 (運行管理者の責務)

第12条 (整備管理者の責務)

第13条 (店所長の責務)

### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理方法

第14条 (輸送の安全に関する重点施策の実施)

第15条 (輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第16条 (事故、災害等に関する報告連絡体制)

第17条 (輸送の安全に関する教育及び研修)

第18条 (輸送の安全に関する内部監査)

第19条 (輸送の安全に関する業務の改善)

第20条 (情報の公開)

第21条 (輸送の安全に関する記録の管理等)

## 第一章 総則

### (目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程は、駿遠運送株式会社の一般貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

## 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針

### (輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認、改善を確実に実施し安全対策を常に見直すことにより全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。

### (輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- 一 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
- 二 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- 三 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 四 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定しこれを的確に実施すること。
- 五 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。

### (輸送の安全に関する目標)

第5条 前条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

2 無免許、薬物、飲酒運転のゼロ化を目指し、過労勤務・速度違反の危機意識の浸透を図り、健康管理の重要性の周知を目標とする。

### (輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

## 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理体制

### (社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 経営トップは、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し必要な改善を行う。

#### (社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を的確に行う。

- 一 安全統括管理者
- 二 運行管理者
- 三 整備管理者
- 四 その他必要な責任者（各店所長）
- 五 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に不在である場合や重大な事故、災害等に対する場合も含め、別に定める組織図による。

#### (安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、一般貨物自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」という。）に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
  - 一 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - 二 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

#### (安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 全員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- 二 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- 三 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- 四 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- 五 輸送の安全の確保の状況について、定期的にかつ必要に応じて随時内部監査を行い経営トップに報告すること。
- 六 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- 七 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- 八 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- 九 その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

#### (運行管理者の責務)

第11条 運行管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 安全統括管理者の命を受け、乗務員に対して関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底指導を行うこと。
- 二 運行管理規程に基づき適正な業務を実施し、乗務員に重点施策等に基づき適切に運行方法を指導する。
- 三 輸送の安全確保上の改善の必要があった場合は、速やかに店所長等に意見を述べ改善案を提案すること。
- 四 運行管理において、事故等が発生した場合には速やかに店所長等に報告し、適切な処置を行うこと。
- 五 運行の安全を確保するために、必要な員数の運転者を常に確保すること。

#### (整備管理者の責務)

第12条 整備管理者は、次に掲げる責務を有する。

- 一 安全統括管理者の命を受け、整備士に対して関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底指導を行うこと。
- 二 整備管理規程に基づき適正な業務を遂行し、整備士に重点施策等に基づき適切に整備方法を指導する。
- 三 輸送の安全確保上の改善の必要があった場合は、速やかに店所長等に意見を述べ改善案を提案すること。

(店所長の責務)

第13条 店所長は、次に掲げる責務を有する。

- 一 各店所長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、店内を統括し指導監督を行う。
- 二 各店所長は、運行管理者および整備管理者から改善、提案があった場合は安全統括管理者に提案を行い改善措置を講じること

第四章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第14条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく輸送の安全に関する計画に従い輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第15条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有できるように努める。また、安全を損なうような事態を発見した場合には看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告体制)

第16条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定める運行管理規程による。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部所等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規制（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第17条 第5条輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第18条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を改善すべき事項が認められた場合はその内容を速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第19条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第20条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安

全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等の実績額、事故、災害等に関する報告連絡体制、安全統括管理者、本規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容については、毎年度外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第21条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的及び適時適切に見直しを行う。

2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報の記録及び保存の方法は適切に行う。

附則

本規定は2006年12月 1日から実施する

本規定は2024年 7月 1日から実施する

